

出席停止について

下記の表にある感染症と診断されましたら、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。この期間中は欠席にはなりませんので、治療に専念してください。なお、治って登校する時には、下記の「治癒証明書」(医師記入)を学校に提出してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合に限り、医師による治癒証明は不要です。出席停止期間の基準を守り、再登校の際には「罹患報告書」(保護者記入)を学校へ提出してください。

《出席停止期間のめやす》

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるもの)、 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルス であるもの)、特定鳥インフルエンザ(H5N1型)、 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種 ※1※2 は別紙	インフルエンザ※1	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※2	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症・コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎。腸チフス・パラチフス その他の感染症	

※上記の感染症以外で、他の生徒に感染させる恐れがあるため登校を控えるように主治医より指示があった場合は学校へご相談ください。

※感染を防止するために、出席停止期間中は、外出や友人との接触は避けてください。

キ リ ト リ セ ン

治癒証明書(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外)

保護者 殿

岡山県立笠岡商業高等学校

年 組 番 氏名

上記の生徒は、(病名) _____ のため加療中でしたが、治癒したことを証明します。

出席停止期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名